



概要書面

本書面は、ボーンヘルスケアジャパン株式会社の事業と取引の内容を説明した概要書面です。会員登録をされる前に、本書面を十分にお読みになり、ご理解・ご納得のうえでご登録ください。

この書面の内容をよくお読みいただき、
ご自身で内容を十分ご検討ください。

- ボーンヘルスケアジャパンのビジネスは、「特定商取引に関する法律」の「連鎖販売取引」に該当します。
- この書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により事前に交付することが義務付けられている書面です。
- 紹介者の方がボーンヘルスケアジャパンのビジネスについてご案内する場合、相手の方が入会する・しないにかかわらず、本書面の内容をよく説明し、必ずお渡しください。

※本書面を交付する際には、紹介者が裏表紙の「スポンサー記入欄」に必ず記入・署名したうえでお渡しください。

会社概要

社名 ボーンヘルスケアジャパン株式会社
代表取締役 山下孝暁
所在地 〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町 1-2-6
TEL 086-237-8020
FAX 086-230-0888
*「ボーンヘルスケアジャパン株式会社」は以下「弊社」と記載します。

企業理念

——WE SMILE. FOR SMILE.——
すべての笑顔のために。

取扱製品

弊社の主要製品は次の表のとおりです。その他の取扱製品の情報（種類、品名、価格、特徴など）については製品パンフレットをご覧ください。

製品名	希望小売 価格(税込)	ボーンメンバー 価格(税込)	ビジネス会員 価格(税込)	商品ポイント (P)
製品の種類				
数量	内容量			
ボンヘルシー	15,120円	13,608円	12,096円	10,000P
コラーゲン含有ミネラル複合体、オリーブ葉抽出物含有食品				
1本	84g(350mg(内容量290mg)×240カプセル)			
ボンビューティー	15,120円	13,608円	12,096円	10,000P
コラーゲン含有ミネラル複合体、オリーブ葉抽出物含有食品				
1本	84g(350mg(内容量290mg)×240カプセル)			
ボンシナジー パーフェクト	17,280円	15,552円	13,824円	11,500P
レスベラトロール、プテロステルベン含有食品				
1本	48.6g(270mg×180粒)			

送料

ご注文金額により、別途下記の送料がかかります。

製品代金	送料
20,000円以下	800円(税込) ※北海道・沖縄は1,200円(税込)
20,001円以上	無料 ※北海道・沖縄は400円(税込)

会員登録

会員区分

弊社の会員区分には、ビジネス活動に応じたボーナスの取得権利を持つ「ビジネス会員」と、ボーナスの取得権利を持たない「メンバー」の2種類があります。

1) ビジネス会員

ビジネス会員とは、本書面の内容を充分理解し、趣旨に賛同した方で、弊社が定める会員資格の条件を満たし、会員登録手続きを経て、弊社が適格者と承認した方をいいます。

- ①弊社製品をビジネス会員価格で購入できます。
- ②実績に応じてボーナスを取得できます。ただしボーナス取得条件を満たす必要があります。
- ③未登録の方を弊社会員に勧誘するスポンサー活動ができます。

2) メンバー

<ボーンメンバー>

- ①弊社製品をボーンメンバー価格で購入できます。
- ②ボーナスの取得権利はありません。
- ③未登録の方を弊社会員に勧誘するスポンサー活動ができます。
- ④購入実績によりビジネス会員へ会員区分が更新されます。

＜愛用者＞

- ①弊社製品を希望小売価格で購入できます。
- ②ボーナスの取得権利はありません。
- ③スポンサー活動はできません。

會員資格

1) 個人の場合

- ①20歳以上（学生除く）であること。
- ②日本国籍を持つ者であること。外国籍である場合は外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書等資格を証明するものを所持し、紹介販売活動が可能な在留資格を持つこと（関連法令および弊社の規約を理解できない者を除く）。
- ③成年被後見人、被保佐人、被補助人等の判断力に懸念がある者として不適当と考えられる場合でないこと。
- ④申請者が、かつて弊社の会員で除名処分となった者でないこと。
- ⑤公務員等で法令により兼業をすることが禁じられている場合でないこと。
- ⑥すでに会員登録していないこと（日本国外の現地法人で会員登録している場合を含む）。
- ⑦本名で登録すること（屋号・通称など、本名以外の名前は認められません）。
- ⑧自主解約およびクーリング・オフ完了後6カ月以上経過していること。
- ⑨製品配送可能な住所が日本国内にあること。
- ⑩概要書面・契約書面の内容を遵守し、弊社の指導に従うこと。
- ⑪申請書記載内容が真実であること、また虚偽でないこと。
- ⑫暴力団等の反社会的勢力およびその団体と密接な関係を有していないこと。（なお、当該関係を有していることが判明した場合には、会員登録を無催告解除いたします。）
- ⑬その他、会員として適当でないと思われ弊社が判断した場合でないこと。

2) 法人の場合

- ①日本で設立された営利法人（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社）であること。または日本で登記された外国の営利法人であること。法務局で発行された3カ月以内の登記簿謄本の原本をご提出ください。
- ②法人の代表権を有する者が個人登録資格を満たしていること。

会員登録の方法

会員登録される方は、「会員登録のご案内」(概要書面)を受け取り、内容を十分にご理解されたうえで、「会員登録申請書」「初回商品購入申込書」に申請者ご本人が記入・捺印し、FAX後に郵送してください。弊社に到着次第、順次登録いたします。なお、登録日のご指定は承れませんので、ご了承ください。

会員の有効期限

会員資格に有効期限はありません。ただし、ビジネス会員登録した方で、製品購入実績がない場合は、該当月のボーナス取得

資格を失効します。なお、失効・解約したポジションへのダウンラインからの繰上げは行いません。

製品の購入方法

初回購入（会員になるための特定負担）

- 1) ボーンメンバー登録の場合は単品購入（ボーンメンバー価格）または4個購入（特別価格：希望小売価格の20%引）で、愛用者登録の場合は単品購入（希望小売価格）で、製品を購入する必要があります。「初回商品購入申込書」にてご注文ください。
- 2) 会員登録料は、無料です。
- 3) 初回購入代金の支払方法は、振込、代金引換の2種類です。
※支払方法の詳細は、後述の「製品代金の支払方法」をご確認ください。

初回購入代金の内訳

登録料	無料
初回購入代金	・ボーンメンバー登録＝以下のいずれか ①単品購入（ボーンメンバー価格×ご注文個数） ②4個購入（特別価格：希望小売価格の20%引） ・愛用者登録 ＝単品購入（希望小売価格×ご注文個数）
送料	「取扱製品」の〈送料〉にてご確認ください
合計	登録料＋初回購入代金＋送料
ポイント(P)	ご注文製品P×ご注文個数

- 4) 購入された製品は、ご注文受領および入金確認後、7営業日以内に発送します。

定期購入

- 1) 会員登録と同時に、指定した製品を毎月定期的にお届けする定期購入に任意でお申し込みができます。定期購入は、入会後翌月より開始されます。「初回商品購入申込書」にてお申し込みください。
- 2) 定期購入代金の支払方法は、口座振替、代金引換の2種類です。
※支払方法の詳細は、後述の「製品代金の支払方法」をご確認ください。
※口座振替は、原則申込月の翌々月から実施されます。口座振替が始まるまでの定期購入代金は、代金引換にてお支払いください（代引手数料はご本人負担）。
- 3) 購入された製品は、口座振替の場合、口座振替の完了を確認した日から7営業日以内に発送します。代金引換の場合、毎月15日から7営業日以内に発送します。
- 4) 何らかの事由により口座振替が不能となった場合は、代金引換で製品をお届けします。翌月は通常どおり口座振替となります。
- 5) 会員登録後に定期購入を新規申込・変更・中止される場合は、「商品定期購入申込書」をご提出ください。変更・中止は前月末までに申請してください。
- 6) 複数の定期購入契約で同一の振替口座を指定している場合、合算して引落しを行います。さらにお届け先が同一住所の場合は同梱して発送し、送料を1件として扱います。

追加購入

- 1) 追加購入は、追加注文書にご記入のうえFAXまたは郵送でお送りください。
- 2) 追加購入代金の支払方法は、振込、代金引換の2種類です。
※支払方法の詳細は、後述の「製品代金の支払方法」をご確認ください。
- 3) 購入された製品は、ご注文受領および入金確認後、7営業日以内に発送します。

製品代金の支払方法

- 1) 振込の場合
製品代金+送料の合計額を、下記指定口座にお振り込みください。なお、振込手数料はご本人の負担となります。

振込口座

・三井住友銀行 岡山支店 普通 7152644
・ゆうちょ銀行 記号15480 口座番号32229641
ポーンヘルスケアジャパン株式会社

- 2) 代金引換の場合
製品代金+送料の合計額を、製品受取時にお支払いください。なお、ご注文金額により、別途下記の代引手数料がかかります。

製品代金	代引手数料
1万円未満	324円(税込)
1万円以上～3万円未満	432円(税込)
3万円以上～10万円未満	648円(税込)
10万円以上～30万円まで	1,080円(税込)

- 3) 口座振替の場合
- 定期購入お申込み時に別途、口座振替依頼書をご提出ください。ご指定の口座より毎月14日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替させていただきます。
- ※口座振替は、原則申込月の翌々月から実施されます。口座振替が始まるまでの定期購入代金は、代金引換にてお支払いください（代引手数料はご本人負担）。

ボーナス制度（特定利益）

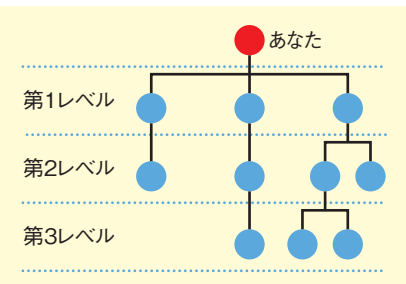
ボーナス規定

- 1) ボーナスとは、会員が得ることのできる報酬（特定利益）です。
- 2) 会員は、ボーナス取得条件を満たし、組織で売上が発生することにより、後述するボーナスプランに従いボーナスを得ることができます。
- 3) ボーナスを取得するためには、以下を満たす必要があります。
 - ①当月度内の自己購入が20,000P（2個相当）以上ある「パートナー」の状態であること。
 - ②登録申請書原本が弊社に提出されていること。
- 4) ボーナス計算は月締めとし、毎月末日に締めたものを翌月25日（金融機関が休みの場合は前営業日）に指定口座へ振

込にて支払います。

- 5) ボーナスは、事務手数料を差し引いた額を税込にて振り込みます。事務手数料は振込1件につき一律864円で、振込のたびに発生します。
- 6) お支払いする金額が3,000円未満の場合は、3,000円以上になるまで弊社預かりとなります。
- 7) 外交員報酬控除額（12万円）超過分については、源泉所得税を差し引いて支払われます。
源泉所得税額＝（報酬総額－控除額）×源泉所得税率
※平成49年までの間は、復興特別所得税が適用されます。
- 8) 法人登録の場合、法人において税務申告を行っているものとして、源泉徴収を行いません。

組織の構築ルール



実績について

- 1) グループ売上ポイント (P)
当月における自身の全グループ（同格以上も含む）の売上Pをいいます。自身が購入したポイントもグループ売上Pに含まれます。
- 2) レベル
自身のグループで退会していないビジネス会員以上を、レベルとしてカウントします。このとき、カウントされたビジネス会員がパートナーであるか否かは関係ありません。
- 3) ライン（系列）
自身がスポンサーしたビジネス会員からの縦のつながりをいいます。よって、自身がスポンサーしたビジネス会員数＝ライン数となります。なお、当該ビジネス会員が退会した場合でも、その退会者のダウンに活動中のビジネス会員がいた場合は、ラインとしてカウントされます。
- 4) パートナーライン（系列）
自身から第3レベルまでにパートナーのポジションがあるラインをいいます。第4レベル以降のパートナーは、自身のパートナーラインの判定には含まれません。

タイトル規定

- 1) タイトルは、昇格条件達成月の当月より適用となります。
- 2) タイトルは多段階で昇格可能とします。
- 3) 昇格者も含めて昇格判定を行います。
- 4) タイトルの降格はありませんが、プライムボーナスにおいては、当月実績で判定した計算タイトルで判定します。
- 5) 多段階昇格は、当月実績の値をもとに全タイトル判定します。下位タイトルより順番に判定し、達成しているタイトルまでを昇格とします。

- 6) タイトルは最高タイトルと計算タイトルの2種類で管理します。
- ①最高タイトル：あなたが今までに獲得した最も高いタイトルです。
- ②計算タイトル：毎月の実績により変動するタイトルで、プロデューサー以上から変動となります。プライムボーナスで使用します。
- ※計算タイトルが最高タイトルを超えることはありません。

タイトル一覧

会員区分	タイトル名称(略称)	昇格条件
メンバー	愛用者 (AI)	－
	ボーンメンバー (BM)	－
ビジネス会員	アシスタントディレクター (AD)	・自身に累計40,000P以上の購入があること
	ディレクター (DR)	・あなたがAD以上であること ・あなたがパートナーであること ・当月のグループ売上Pが220,000P以上あること
	アシスタントプロデューサー (AP)	・あなたがAD以上であること ・あなたがパートナーであること ・連続する2カ月間のグループ売上合計Pが1,500,000P以上あること
	プロデューサー (PD)	・あなたがAD以上であること ・あなたがパートナーであること ・連続する2カ月間のグループ売上合計Pが2,500,000P以上あること
	チーフプロデューサー (CP)	・あなたがパートナーであること ・第1レベルがPD以上のパートナーラインが、2ライン以上あること(当月昇格者含)
	エグゼクティブプロデューサー G-5 (G5)	・あなたがパートナーであること ・第1レベルがPD以上のパートナーラインが、5ライン以上あること(当月昇格者含)
	エグゼクティブプロデューサー G-10 (G10)	・あなたがパートナーであること ・第1レベルがPD以上のパートナーラインが、10ライン以上あること(当月昇格者含)
	エグゼクティブプロデューサー G-15 (G15)	・あなたがパートナーであること ・第1レベルがPD以上のパートナーラインが、15ライン以上あること(当月昇格者含)
	エグゼクティブプロデューサー G-20 (G20)	・あなたがパートナーであること ・第1レベルがPD以上のパートナーラインが、20ライン以上あること(当月昇格者含)
	エグゼクティブプロデューサー G-25 (G25)	・あなたがパートナーであること ・第1レベルがPD以上のパートナーラインが、25ライン以上あること(当月昇格者含)

ボーナスプラン

- 1) メンバーボーナス
- あなたがスポンサーした愛用者またはビジネス会員の自己購入Pに対し、タイトルに応じて規定割合が支払われるボーナスです。
- ※対象メンバーがパートナーでない、または退会をしている場合は、コンプレッション（圧縮）されます。
- ※ボーンメンバー購入分についてはメンバーボーナスの支払いはありません。
- ※ビジネス会員購入分は、自身がパートナーであれば自身で受給できます。

タイトル	支払率	
	愛用購入	ビジネス会員購入
アシスタントディレクター	25%	5%
ディレクター	33%	13%
アシスタントプロデューサー	37%	17%
プロデューサー以上	41%	21%

- 取得条件
- ①あなたがパートナーであること
- ②あなたがAD以上であること

2) インビテーションボーナス

あなたがスポンサーした方がビジネス会員へと会員区分が更新されるときに発生するボーナスです。1～3人目までは1人につき3,000円、4人目以降は1人につき4,000円を受け取ることができます。

※あなたが受給条件未達成月に、紹介者の会員区分が更新された場合、その分のインビテーションボーナスは受給できません。次月以降に受給条件を達成してもその分の支払いはありません。ただし、紹介したビジネス会員累計人数には含まれます。

- 取得条件
- ①あなたがパートナーであること
- ②あなたがAD以上であること

3) リーダーシップボーナス

ディレクター以上のタイトル達成者が受け取ることできるボーナスです。グループ売上Pから、各タイトルごとに設定された支払率の差額を受給することができます。

※ダウンに自身と同格のタイトル者が存在し、その同格者がリーダーシップボーナスの受給条件を達成していた場合、そのグループからのリーダーシップボーナスは発生しません。その同格者が受給条件未達成の場合は、自分がリーダーシップボーナスを受給することができます。

タイトル	ADグループとの差	DRグループとの差	APグループとの差
ディレクター	8%	－	－
アシスタントプロデューサー	12%	4%	－
プロデューサー以上	16%	8%	4%

- 取得条件
- ①あなたがパートナーであること
- ②あなたがDR以上であること

4) アップラインボーナス

あなたのグループに、あなたと同格タイトルのパートナーがいた場合、その同格者グループを同格1レベルとし、タイトルごとに設定された支払率でボーナスを支払います。そのダウンに同格者がいた場合、同格2レベル、同格3レベルと続きます。

※あなたと同格1レベル目の間にパートナーであるタイトル逆転者が存在する場合は、アップラインボーナスの支払いはありません。

※自己購入分は、上位者支払いとなります。

タイトル	受給率
アシスタントディレクター	同格1レベルグループの3%
ディレクター	同格1レベルグループの2%
アシスタントプロデューサー	同格1レベルグループの1%

- 取得条件
- ①あなたがパートナーであること
- ②あなたがAD以上であること

5) プライムボーナス

プライムボーナス受給条件達成者をPDレベルとし、各タイトルのPDレベルごとに設定された支払率でボーナスを支払います。受給条件達成者は月により変わります。

※最高タイトルG10で、G5までのプライムボーナス受給条件達成の場合は、G5の支払率で受給することになります。

※ボーナス計算は、パートナーであるPD以上を同格と判断したグループごとに計算します。端数処理はパートナーPDグループごとに処理されます。

※受給条件未達成者をコンプレッション（圧縮）します。

タイトル	PDレベル				
	1	2	3	4	5
プロデューサー	6%	2%	－	－	－
チーフプロデューサー	7%	2%	1%	－	－
エグゼクティブプロデューサー G-5	7%	3%	1%	1%	－
エグゼクティブプロデューサー G-10	7%	4%	2%	1%	－
エグゼクティブプロデューサー G-15	8%	5%	2%	1%	－
エグゼクティブプロデューサー G-20	8%	5%	3%	1%	1%
エグゼクティブプロデューサー G-25	8%	5%	3%	2%	2%

- 取得条件
- ①あなたがパートナーであること
- ②当月の実績で下表に示した「プライムボーナス受給条件」を達成していること

プライムボーナス受給条件

タイトル	受給条件
プロデューサー	当月において、第1レベルがAP以上のパートナーラインが、1ライン以上あること
チーフプロデューサー	当月において、第1レベルがPD以上のパートナーラインが、2ライン以上あること
エグゼクティブプロデューサー G-5	当月において、第1レベルがPD以上のパートナーラインが、5ライン以上あること
エグゼクティブプロデューサー G-10	当月において、第1レベルがPD以上のパートナーラインが、10ライン以上あること
エグゼクティブプロデューサー G-15	当月において、第1レベルがPD以上のパートナーラインが、15ライン以上あること
エグゼクティブプロデューサー G-20	当月において、第1レベルがPD以上のパートナーラインが、20ライン以上あること
エグゼクティブプロデューサー G-25	当月において、第1レベルがPD以上のパートナーラインが、25ライン以上あること

6) エグゼクティブボーナス

あなたがG5以上のタイトルに昇格する度に受け取ることのできるボーナスです。昇格条件達成月に、タイトルに応じ下表の金額を1回のみ受け取ることができます。

※当月に多段階昇格した場合は、重複してボーナスを受給

することができます。

※特別な理由でG5より下位タイトルへの降格があった場合、再度G5以上に昇格したとしても一度支払ったタイトル分の支払いはありません。支払われていないタイトルに昇格した場合はボーナスを受給することができます。

タイトル	受給金額
エグゼクティブプロデューサー G-5	50,000円
エグゼクティブプロデューサー G-10	100,000円
エグゼクティブプロデューサー G-15	150,000円
エグゼクティブプロデューサー G-20	200,000円
エグゼクティブプロデューサー G-25	250,000円

- 取得条件
- ①あなたがパートナーであること
- ②当月実績であなたがG5以上のタイトルの昇格条件を達成していること

ボーナスの調整と返金

- 1) アシスタントディレクター昇格月の自己購入分においてボーンメンバー価格とビジネス会員価格の購入代金差額が生じた場合、ボーナス計算時に購入代金差額返金のための調整処理を行います。
- ※初回購入で「4個購入」を選択した場合は該当しません。
- 2) ボーナスの支払い後に解約や返品が生じた場合、その契約や購入に関わるボーナスを受け取った会員は、次回以降の振込にて相殺または現金振込にてご精算いただきます。ボーナスの返金義務は、会員の資格を喪失した後も継続して負うものとしします。

倫理綱領

特定商取引に関する法律で定められた事項

本ビジネスの説明・勧誘・契約の締結を行うにあたって、以下の事項を遵守しなければなりません。違反すると、処罰されることがあります。

- 1) 勧誘を行うに先立ち、相手方に、あなたの本名（法人の場合は会社名および勧誘行為をする個人名）、弊社名、弊社の会員であること、特定負担を伴うビジネスの勧誘が目的であること、製品の種類ならびに弊社のビジネスが特定商取引法に定める連鎖販売取引であることをはっきりと告げてください。
- 2) 初めて弊社のビジネスについて説明をする際は、相手方の入会意志の有無にかかわらず、紹介者がスポンサー記入欄に記入・署名した「概要書面」を必ず渡し、内容を説明しなければなりません。
- 3) 勧誘を行う際には、以下の事項について明確にしなければなりません。
- ①製品の種類、品質等
- ②製品名
- ③製品の販売価格、引渡時期および方法
- ④製品代金の支払時期、支払方法
- ⑤ボーナス等この取引において得られる利益について（特

- 定利益)
 - ⑥入会金や定期購入等この取引に伴う負担（特定負担）
 - ⑦当該入会の申込みや契約の解除（クーリング・オフおよび中途解約を含む）に関する事項
 - ⑧顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情（契約を結ぶ動機）に関する事項
 - ⑨その他、当該契約について、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
- 4) 契約を締結させるため、また契約の解除を妨げるため、相手を困惑させたり、威迫行為を行ってはいけません。
- 5) 勧誘に際して、または解約の解除を妨げるため、重要な事実を告げず、および事実でないことを告げてはいけません。
- 6) 製品のご案内、説明会等の催事への参加を強要してはいけません。
- 7) 勧誘の目的を知らせずにお誘いし、事務所・自宅・セミナー会場等の公衆の出入りしない場所を使用して勧誘を行ってはいけません。
- 8) 会員登録申請書に虚偽の記載を行ってはいけません。
- 9) 会員になると必ず儲かるまたは大儲けできるなどと断定的な発言をして射幸心をあおってはいけません。

弊社が定める禁止事項

会員活動を行ううえで、以下の事項を本人が行うことはもちろん、他の会員を教唆することも禁止します。

- 1) 金銭上のトラブルを生じるおそれがあるあっせん並びにその他の会員活動をする事。
- 2) 弊社および弊社製品の名称、製造方法、効能、効果または性能に関して、虚偽または誇大な説明・広告により、あっせん並びに会員勧誘活動をする事。
- 3) 会員資格を満たさない者への会員勧誘活動をする事。
- 4) 契約締結の際、製品を無理やり開封したり、使用させること。
- 5) 不適當な時間帯や長時間にわたる勧誘活動を行うこと。
- 6) 高齢者など顧客の判断能力の不足に乗じて契約を締結させること。
- 7) 相手の知識、経験、財産状況を考慮せず不適當な勧誘をすること。
- 8) 「ボーンヘルスケアジャパンの製品は必要ありません」「ボーンヘルスケアジャパンのビジネスへの勧誘はお断りします」などと契約締結の意志がないことを示した方に対し、そのまま勧誘を継続したり、その後期間をおかずに再度、勧誘を行うこと。
- 9) お客様が必要としない製品を販売すること。また、過量に販売すること。
- 10) 契約の際に、代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成を行うこと。
- 11) その他、関連法令（特商法、医薬品医療機器等法、健康増進法、景品表示法、条例等）に違反、または違反の疑いのある言動をとること。
- 12) 社名、ロゴマーク、商標、意匠その他すべての著作物を弊社の許可なく使用すること。
- 13) 会員が独自に販売促進物（インターネット、パンフレット・

- チラシ等一切の広告を含む）を作成、頒布もしくは使用すること。
- 14) インターネットオークションを含むあらゆる方法により、弊社から購入した製品を転売すること。
- 15) 弊社主催のセミナー等において、録音、撮影すること。
- 16) 組織内の会員に対し、同業他社組織の製品の勧誘およびあっせんを行うこと。
- 17) 弊社および本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為。
- 18) その他、公序良俗に反する行為。
- 19) その他、弊社の判断で、著しく弊社および他の会員に対して不利益をもたらす発言、行為をすること。

会員の責務

会員登録をすれば、必ず会員としてのビジネス活動をしなければならないという義務はありません。ただし、ビジネス活動を行う際には、概要書面・契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。また、関連法令（特商法、医薬品医療機器等法、健康増進法、景品表示法、条例等）および公序良俗に反する方法でビジネスを行ってはいけません。

- 1) 会員は弊社と雇用関係はなく、独立の事業主として関連法令および弊社の規定を遵守して、自己の責任により活動する権利と義務を有します。
- 2) 会員は、本ビジネスによって得た所得を、所得税法に従い毎年確定申告しなければなりません。
- 3) 会員は概要書面・契約書面の内容および弊社の指示に従って秩序を維持し、誠実にその責務を遂行しなければなりません。
- 4) 会員は弊社および他の会員の信用、名誉を毀損してはいけません。また誹謗・中傷してはいけません。
- 5) 会員は弊社または他の会員に対し、強要、威迫により困惑をさせてはいけません。
- 6) 会員は弊社からの通達等は遵守しなければなりません。
- 7) 会員は業務上知り得た秘密を漏洩してはいけません。
- 8) 会員は、住所、氏名、電話番号その他、登録内容に変更が生じたときは弊社に報告しなければなりません。

会員資格の相続、遺贈、譲渡

- 1) 会員が第三者にその地位を譲渡することはできません。
- 2) 会員が死亡した場合、法定相続人に限り、事案発生日より3カ月以内に弊社に書面で届け出、弊社の承認を得ることで、会員資格を相続することができます。

会員資格の停止、会員登録の強制解約

弊社の審査により、会員が以下の事項のいずれかに該当する、または当該事由の発生に指導、管理、監督責任があると判断した場合、当該会員は、会員登録時にさかのぼってボーナス（特定利益）請求権を喪失します。したがって弊社はボーナスの全部もしくは一部を支払わない、または過去に支払われたボーナスの返還を請求する権利を有します。また、弊社は以下の各号のいずれかに該当する会員資格の停止、あるいは会員登録の強

制解約ができます。会員資格停止の場合は、該当する事由が解消されたと弊社が判断した場合、該当会員の資格を復活させることができます。会員資格を停止されている間に発生しているボーナスは、いかなる理由であっても弊社に請求することはできません。または、以下の事由により弊社が損害を被った場合、該当会員には弊社に対して損害を賠償していただきます。また、該当会員を指導、管理、監督すべき立場にあたる会員は、問題解決にあたり、弊社に協力するものとします。なお、本条項は会員登録解約後も有効とします。

- 1) 弊社の定める禁止事項、概要書面に違反した場合。
- 2) 関連法令（特商法、医薬品医療機器等法、健康増進法、景品表示法、条例等）に違反し、反社会的行為があった場合。
- 3) 消費者センターおよびその他公的機関の指導を受けるなどの消費者問題を引き起こした場合。
- 4) 会員間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合。
- 5) 会員本人（法人含む）が破産、債務整理等により、会員としての継続が困難と弊社が判断した場合。
- 6) 弊社の名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行った場合。
- 7) その他、健全なビジネスを営むうえで弊社が不適當と認めた場合。

返品・交換

- 1) クーリング・オフによる契約の解除、中途解約に伴う製品の返品以外の返品・交換は原則としてできません。ただし、未使用製品に瑕疵等がある場合は交換しますので、弊社まですみやかにご連絡ください。なお、製品受取日から90日以上経過したものについては対応できませんのでご注意ください。
- 2) 後述の「契約の解除」〈中途解約〉の3) に該当する場合は、同①の対応に準じます。

契約の解除

クーリング・オフ

- 1) 「契約書面」を受領した日、または登録時購入分の製品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日以内であれば、契約を解除することができます。詳しくは後述の「クーリング・オフについて」をご参照ください。
- 2) 法人の会員はクーリング・オフが適用されません。

中途解約

- 1) クーリング・オフ経過後も、会員はいつでも書面でのお申し出により会員登録解除できます。「退会届」に必要事項を記入し、弊社に提出してください。
- 2) 会員登録より1年以上が経過している方の場合
- ①すでにいただいた製品代金の返金や報酬のお支払いは一切行いません。
- ②未払い代金はお支払いいただきます。
- ③②の支払いの遅れには法定の遅延損害金が発生します。

- 3) 会員登録より1年経過していない方の場合
- ①引渡しを受けてから90日以内の未使用・未開封の製品（会員の責めに帰すべき事由により全部または一部を滅失・毀損・汚損している場合を除く）に限り原則として精算いたします。なお、法人会員には返品は認められません。
- ②解約手数料として、返品された製品購入代金の10%をいただきます。
- ③未支払い代金は、解約手数料とは別にお支払いいただきます。
- ④キャンセル・返品した製品の購入から発生している報酬は返金いただきます。その場合、返品者のスポンサーについても報酬は返金をいただきます。
- ⑤②③④の支払いの遅れには法定の遅延損害金が発生します。

個人情報保護方針

第三者提供

弊社（086-237-8020）は、会員登録が完了した後、氏名、住所、電話番号、購入履歴、会員活動履歴等の活動登録情報（個人情報）を厳重に管理します。ただし、弊社は以下に該当する場合に限り、該当会員の個人情報を第三者に提供することがあります。また、会員はそれを承認しているものとします。

- 1) 該当会員を管理・監督すべき立場にある会員に対して提供をする場合。ただし、この場合はその会員には文書によって提供し、住所、電話番号は含みません。なお、拒絶したい場合は弊社（086-237-8020）へご連絡ください。
- 2) 各種通知文書を会員に送付する、電算センターに処理を依頼する等の目的で、業務委託先に対して必要な情報を提供する場合。
- 3) 裁判所、警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面により照会があった場合。

個人情報の利用

弊社では正当な業務遂行上、必要な範囲で個人情報を利用します。

- 1) 弊社のイベント・新製品情報・ルールの変更等についてDMや電子メールや電話での告知。
- 2) 製品の発注・発送・関連するアフターサービスのための通信・連絡業務。
- 3) 機密保持
- 弊社会員は、本ビジネスにおいて知り得た情報を第三者に対して開示してはいけません。ただし、正当な理由により、あらかじめ弊社および該当会員の承認を得た場合は、これに含まれません。また本ビジネスにおいて知り得た情報を、本ビジネス以外の目的で使用してはいけません。

マイナンバー

- 1) 弊社は、ボーナスプランに従い活動実績に応じて会員に支払う報酬が、所得税法等の規定により支払調書の提出を要する、または該当すると思われる場合、当該会員に対し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）の定めに従い、マイナンバーの自己申告を依頼します。
- 2) 弊社は、番号法第9条第3項の規定に定められた事務の範囲（主に報酬・料金等の支払調書作成）に限り、会員のマイナンバーを利用します。
- 3) 定められた事務の範囲を超えたマイナンバーの収集・保管は行いません。また、法的に認められる保管期間を経過した場合には、適切な方法で廃棄・削除します。
- 4) 弊社は、マイナンバーの取扱いに関して安全管理措置を定め、事務取扱責任者の管理下で、厳重な運用・管理を徹底します。

クレジットへの抗弁権の接続

割賦購入幹旋契約（クレジット契約）において、購入した製品

が引き渡されない、製品が説明内容と違う、製品に欠陥があったなどのように販売事業者に対して「抗弁事由」がある場合には、その抗弁事由をもって、信販会社に抗弁することでクレジットの支払い請求を拒否することができます。

※本項は特定商取引法により記載するもので、割賦販売による販売は一切行っていません。

その他

管轄裁判所

会員と弊社との関係における一切の紛争について、弊社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

概要書面・契約書面および契約内容の改定

弊社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更および遵守に伴い、弊社が必要と判断した場合は、概要書面・契約書面および契約内容（取扱製品・特定負担・特定利益の算出方法等）を予告なしに追加・訂正・加筆などにより改訂があるものとし、会員はそれを了承しているものとします。

クーリング・オフについて

「契約書面」を受領した日、または登録時購入分の商品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日間は、書面により会員契約を解除（クーリング・オフ）できます。その効力は書面を発信した日（郵便消印日付）から生じます。

クーリング・オフを行った場合は商品の引取費用は弊社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求されません。すでに商品代金などが支払われているときは、商品が弊社に到着し、未使用であることを確認後、すみやかに返金します。

下記の要領で郵便はがきに会員ID、氏名、住所、電話番号、スポンサー名、申込日、商品名、商品受取日およびクーリング・オフの旨をご記入のうえ、弊社宛に郵送ください。

※書面の郵送の際は、簡易書留のご利用をおすすめします。

※上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫され困惑したことによりクーリング・オフができなかった場合は弊社からクーリング・オフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリング・オフができます。

【記入例】

切手	郵便はがき 7000904 岡山県岡山市北区 柳町1-2-6 ボーンヘルスケアジャパン 株式会社 行	会員ID 氏名 住所 電話番号 スポンサー名 申込日 平成〇年〇月〇日 製品名 製品受取日 平成〇年〇月〇日 上記日付の申込みを撤回し、 契約を解除します。
表		裏

スポンサー記入欄 ※法人の場合は、「スポンサー名」に法人名・代表者名と肩書を記入してください。

スポンサー名		会員ID																		
住所	〒	—	TEL	—																
			日付	年 月 日ご紹介いたしました。																